

## 【 介護保険の申請から認定までの流れ 】

### 1. 申請する

介護サービスの利用を希望する場合は、本人または家族が山辺町役場保健福祉課介護保険係に申請します。居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに申請を代行してもらうこともできます。

◆山辺町役場で申請する場合必要なもの

65 歳以上の方→介護保険被保険者証

40～64 歳の方→医療保険の被保険者証

### 2. 認定調査

町の認定調査員や委託を受けた居宅介護支援事業所などのケアマネージャーが訪問し、本人の心身の状況について調査します。

調査時の状態が基準となりますので、ふだんの様子について調査員にお伝えください。調査項目に関連して、本人や家族から聞き取った事項(特記事項)についても、認定の重要な資料となります。

### 3. 主治医意見書

申請書には、申請者の主治医(かかりつけ医)を記入してもらいます。申請書に記入された主治医に、町から主治医意見書の作成を依頼します。

### 4. 認定審査会

公平な審査を行うため、認定調査の結果はコンピュータで分析し、介護に必要な時間を推計します。(一次判定)

専門家による介護認定審査会を町では月 2 回開催しています。審査会では、一次判定結果と特記事項、主治医意見書に基づいて審査し、必要な介護の程度に応じて要支援1・2、要介護1～5または非該当のいずれかに判定します。

### 5. 認 定

審査判定の結果に基づき、山辺町が認定し、本人に認定結果(要介護度)を郵送で通知します。